

質 疑 応 答 書

件名 仙台市総合消防情報システム調査・分析等業務委託

		整理番号 (仙台市記入欄)					
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)					
	「基本構想 31 頁 (5) ウ まちづくり政策局行政デジタル推進課」にて、「(前略) システムの一部を刷新等する場合には、システム審査による承認を受け、令和 6 年度の変動経費予算要求前の令和 5 年 4 月に予算要求審査の承認を受ける必要がある。(後略)」と記載されておりますが、本委託の検討過程において、システムの一部を刷新する可能性が生じた場合においても、費用積算書等の成果品の納品期日は「仕様書 28 頁 12 成果品」に記載された令和 5 年 7 月 31 日の認識でよろしいでしょうか。またシステム審査及び予算要求審査の承認を受けるための資料作成は対象外の認識でよろしいでしょうか？	費用積算書等の納品期日についてはお見込みのとおりです。 システム審査及び予算要求審査に必要な資料については本市が作成しますが、資料作成に必要な情報等の収集については本業務委託に含まれます。					
	「仕様書 2 頁 3 (2) エ ネットワーク系」について、表 3.2 のネットワークには消防救急無線、多重無線、衛星地球局が記載されておりますが、指令系、業務系及び映像系で利用されている通信回線は本委託の対象外の認識でよろしいでしょうか。	「基本構想20項 (5)ネットワーク系」で、各回線についても各設備の更新に併せて更新していくことが妥当としていることから、本業務委託の中で検討していくことを前提としています。「仕様書9項 表 3.5通信設備の構成」についても参照願います。					
	「仕様書 12 頁 表 3.8、表 3.9」について、表中一部機器の黄色背景の塗りつぶしはどのような意味でしょうか。	黄色背景の項目については、令和4年度末までの保守業務委託の中で部品や機器の更新を実施することを示しています。その他の項目については、耐用年数を迎える物から順次更新していくことを前提としています。					
	「仕様書 20 頁 表 9.2」について、情報提供依頼は複数回を想定と記載されておりますが、情報提供依頼結果報告書の作業完	「仕様書20項 表9.2本業務想定スケジュール」はあくまでも想定であり、情報提供依頼は発注者と受注者が協議のうえ、必要な回数を決定することを前提としています。					

<p>了時期（想定）を考慮しますと1回となる可能性がございます。1回となった場合でも問題ない認識でよろしいでしょうか。</p>	
<p>「仕様書 19 頁 表 8.1 及び 23 頁 10.1. (3) ウ」について、議事録の提出期限が 19 頁では会議開催後 7 日以内、23 頁では会議終了後 3 日以内と記載されておりますが、どちらを正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書22項の表10.1.1に示している会議体の議事録は3日以内の提出、それ以外の会議等を実施した場合は会議後7日以内に議事録を提出してください。</p>
<p>「仕様書 22 頁 表 10.1.1」について、会議体をリモート形式にて開催することは可能でしょうか。必要に応じて、貴消防局にご利用いただく PC 端末及びルーターをご用意いたします。</p>	<p>基本的には対面形式を想定しています。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により対面形式が困難であることも想定されることから、やむを得ずリモート形式での参加となる場合は、リモート形式での会議に必要な資機材等は受注者側が準備して下さい。</p>
<p>「仕様書 24 頁 10.4 要件定義」について、指令系、業務系、映像系、ネットワーク系の4分類の要件定義書を作成する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>「仕様書 24 頁 10.4 要件定義」について、本委託の遂行に当たり、各署所や無線基地局等の現地調査、電波伝搬調査及び署所の図面作成等は不要の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>電波伝搬調査及び署所の図面作成等は本業務委託に含まれますが、要件定義に必要な現行システムの現地調査や実現性の確認のための現地調査は本業務委託に含まれます。</p>
<p>「仕様書 26 頁 10.6 費用積算書の作成及び 10.7 基本計画書（案）の作成」について、費用積算書、基本計画書（案）及び基本計画書（案）（概要版）は指令系、業務系、映像系、ネットワーク系の単位ではなく、全てまとめて1つの資料として作成する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、資料の中で指令系、業務系、映像系、ネットワーク系を分けた表記としてください。</p>
<p>「仕様書 27 頁 10.9 評価基準（案）の作成」について、評価基準（案）の作成対象は総合評価方式又はプロポーザル方式の調達のみ対象であり、特命随意契約の調達は対象外の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>「仕様書 24 頁 10.4 要件定義」について、「基本構想 21 頁 2 更新の範囲及び内容」に記載された通り、指令系については耐用</p>	<p>基本的に機器更新が中心になると考えておりますが、機器更新に併せてOSやソフトウェア更新が必要となる場合が考えられるため、それに係る更新検討は本業務委託に含まれます。</p>

<p>年数を迎える機器更新の検討が対象であり、ソフトウェアの更新検討は本委託の対象外の認識でよろしいでしょうか。</p>	
<p>「仕様書 27 頁 10.8 調達仕様書（案）の作成」について、PMO 支援業務委託、調達支援業務委託の作成分は、必要な作業等の洗い出しや整理を実施するのみの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、PMO支援業務委託及び調達支援業務委託についても仕様書（案）を作成して下さい。</p>
<p>「基本構想書 19 頁以降 IV中間更新の考え方」について、システムを刷新する可能性がある業務系及び衛星通信ネットワーク設備は詳細な検討が必要であり、要件定義にて業務フローの作成や現課へのヒアリング、RFI 実施等の作業が必須であると認識しております。またシステム審査及び予算要求審査の承認のためにはスケジュールを早める必要があると認識しております。 反対に随意契約で更新する指令系、映像系及びデジタル無線は現行システム運用保守業務受託者より提出される見積書の妥当性評価が重要であり、業務フローの作成やRFI実施等は必須ではないと認識しております。当然ですが指令系の5Gの検討等、必要な検討は実施いたします。対象業務によって、成果物の提出時期、成果物の粒度や成果物作成の要否を調整させていただき認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。成果物は、仕様書に記載の期日、粒度とします。変更のある場合は都度協議のうえ決定します。</p>
<p>「仕様書 30 頁 15 その他特記事項（6）」について、都度、契約金額内での実施可否について協議させていただき認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>「仕様書 24 頁 10.2 現行システムの調査・分析等」について、資料作成を実施すると思われますが、成果品としては該当するものが不明です。対象外の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現行システムの調査・分析等の成果品は、「仕様書 28 頁 12 成果品」に記載の「その他必要な資料」として、発注者と受注者が報告内容等について協議することを前提としています。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。